

(様式1)

佐教総第566号

令和5年1月26日

文部科学大臣 殿

佐倉市長 西 田 三十五

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

佐倉市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度（1年間）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

千代田小学校の校舎について、個別施設計画に基づき、長寿命化を図るための予防改修を実施する。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

衛生環境の改善とともに、避難所としての防災機能強化を図るために、以下の学校においてトイレの大規模改造工事を実施する。

(佐倉小学校、志津小学校、小竹小学校、臼井中学校、井野中学校、西志津中学校、臼井南中学校)

また、寺崎小学校において、学校の防犯対策のため、正門改修及び外周部のフェンス設置工事を実施する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

南部中学校において、屋外における教育環境の整備を実施する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		23 校
中学校		11 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	34 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	32 箇所
	学校武道場	6 箇所
	社会体育施設	6 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和2年9月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画の初年度に、庁内において目標の達成度合いについて指標等を検討し、事業完了後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測する。</p>
